

○扶養手当の支給に関する規則の運用について

平成19年11月30日
新人委第337号
新潟県人事委員会事務局長

改正 令和7年3月28日新人委第333号

令和8年3月30日新人委第286号

新潟県知事
新潟県議会議長
新潟県人事委員会委員長
新潟県代表監査委員
新潟県教育委員会教育長
新潟市教育委員会教育長
新潟県警察本部長

一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第16条及び市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第17条並びに扶養手当の支給に関する規則（規則第6－6号。以下「規則」という。）の運用について下記のとおり定めたので、平成19年12月1日以降はこれによって取り扱ってください。

記

規則第2条関係（令8新人委286・追加）

この条の第2号の「18歳に達する日」とは、満18歳の誕生日の前日を、「22歳に達する日」とは、満22歳の誕生日の前日をいう。

規則第3条関係（令7新人委333・令8新人委286・一部改正）

- この条の第1項の「新たに一般職員給与条例第16条第1項又は市町村立学校職員給与条例第17条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員」には、例えば、次に掲げるような場合が該当する。
 - 新たに職員になった者又は新たに一般職員給与条例第16条若しくは市町村立学校職員給与条例第17条の規定の適用の対象となった者で扶養親族（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び規則第1条の2に掲げる職員（以下「行政職9級以上職員等」という。）にあっては、扶養親族たる子（一般職員給与条例第16条第3項及び市町村立学校職員給与条例第17条第3項に規定する扶養親族たる子をいう。以下同じ。）に限る。）があるもの
 - 行政職9級以上職員等から行政職9級以上職員等以外の職員となった者で、扶養親族たる父母等（一般職員給与条例第16条第1項に規定する扶養親族たる父母等をいう。以下同じ。）があり、かつ、扶養親族たる子でこの条の第1項の規定による届出に係るものがない者
 - この条の第1項の規定による届出に係る扶養親族がない職員で新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者があるもの（行政職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者があるものを除く。）
- この条の第1項の「扶養の事実等に変更があつた場合」には、次に掲げるような場合が含まれる。
 - 扶養親族たる子でこの条の第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる父母等がある

行政職 9 級以上職員等が行政職 9 級以上職員等以外の職員となった場合

- (2) 扶養手当を受けている職員に更に新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（行政職 9 級以上職員等に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - (3) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職 9 級以上職員等にあつては扶養親族たる子に限る。）でこの条の第 1 項の規定による届出に係るものの全部又は一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- 3 この条の第 2 項の「人事委員会が定めるもの」は、新潟県職員服務規程（昭和 35 年 3 月新潟県訓令第 6 号）第 1 条の 2 第 2 項に規定する総務事務システムとする。
- 4 この条の第 3 項の「委員会が定める場合」は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合とする。
- (1) 扶養手当を受けている職員が離職し、若しくは死亡した場合又は一般職員給与条例第 16 条若しくは市町村立学校職員給与条例第 17 条の規定の適用の対象から除外される職員となった場合
 - (2) 扶養親族たる子又は一般職員給与条例第 16 条第 2 項第 2 号若しくは第 4 号若しくは市町村立学校職員給与条例第 17 条第 2 項第 2 号若しくは第 4 号に該当する扶養親族が 22 歳に達する日（満 22 歳の誕生日の前日をいう。以下同じ。）以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる父母等でこの条の第 1 項の規定による届出に係るものがある行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が 8 級であるもの及び規則第 2 条の 2 に掲げる職員（以下「行政職 8 級職員等」という。）が行政職 8 級職員等及び行政職 9 級以上職員等以外の職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる父母等でこの条の第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で行政職 9 級以上職員等以外のものが行政職 9 級以上職員等となった場合
 - (5) 扶養親族たる父母等でこの条の第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で行政職 8 級職員等及び行政職 9 級以上職員等以外のものが行政職 8 級職員等となった場合
 - (6) 職員の扶養親族たる子でこの条の第 1 項の規定による届出に係るもののうち 15 歳に達する日（満 15 歳の誕生日の前日をいう。）後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子でなかった者が当該期間にある子となった場合
 - (7) 規則第 5 条関係第 2 項の規定の適用を受ける職員が引き続き給料表の適用を受けることとなる場合（任命権者を異にして給料表の適用を受けることとなる場合のうち、引き続き給料表の適用を受けることとなる場合の前後の任命権者が同一の総務事務システムを利用していないときを除く。）

規則第 4 条関係（令 8 新人委 286・一部改正）

- 1 扶養親族のある職員が任命権者を異にして異動した場合（異動後の任命権者が異動前の任命権者と同一の総務事務システムを利用しているときを除く。）には、異動前の任命権者はその職員の扶養手当認定簿をその職員から既に提出された扶養親族届及びその証拠書類と共に異動後の任命権者に送付するものとする。
- 2 前項の場合において、扶養手当に係る事項について総務事務システムを用いて届出され、かつ認定されたものについては、当該総務事務システムに記録された当該職員の扶養親族に係る事項を出力した書面を、同項の規定による扶養手当認定簿及び扶養親族届とみなす。
- 3 この条の第 2 項の「22 歳に達する日」とは、満 22 歳の誕生日の前日を、「15 歳に達する日」とは、満 15 歳の誕生日の前日をいう。

規則第 5 条関係（令 7 新人委 333・追加）

- 1 職員の扶養親族として認定されている者が、遡及して規則第 2 条各号に該当することとなったた

- めに扶養親族たる要件を欠くに至る場合の、この条の第1項の「要件を欠くに至った日」及びこの条の第2項の「事実の生じた日」とは、職員又は当該扶養親族が扶養親族たる要件を欠くに至る事実の生じたことを了知し得べきこととなった日（年金の額を遡及して改定する旨の通知を同居の家族が受領した日等を含む。）をいう。
- 2 この条の第1項の「委員会が定める場合」は、扶養手当を受けている職員で離職の日又はその翌日（当該翌日が県の休日（新潟県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に引き続き給料表の適用を受けることとなる職員（当該適用の時点で、一般職員給与条例第16条第1項又は市町村立学校職員給与条例第17条第1項の職員たる要件を具備している職員に限る。）が当該離職のみを理由として、一般職員給与条例第16条第1項又は市町村立学校職員給与条例第17条第1項の職員たる要件を欠くに至る場合とし、この条の第1項の「委員会が定める日」は、当該職員が給料表の適用を受けることとなった日とする。
 - 3 扶養手当は、職員の給与が一般職員給与条例第4条又は市町村立学校職員給与条例第16条の2の規定により控除される場合においても控除されないものとする。
 - 4 扶養手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給されない。
 - (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の規定に基づき停職にされた場合
 - (2) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた場合
 - (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第20号）第2条の規定により育児休業をしている場合
 - (4) 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）第20条第1項の規定による休業の承認を受けた場合
 - (5) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をしている場合
 - (6) 自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。）をしている場合
 - (7) 配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。）をしている場合
 - 5 災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が規則第3条第1項の規定による届出を行うことができないと認められる期間は、この条の第1項ただし書（この条の第2項において準用する場合を含む。）の「15日」の期間に含まれないものとする。
 - 6 この条の第1項ただし書の「届出を受理した日」とは、届出を受け付けた日をいう。ただし、職員が遠隔又は交通不便の地にあるため届出書類の送達に時日を要する場合にあっては、職員が届出書類を実際に発送した日を「届出を受理した日」とみなして取り扱うことができる。
 - 7 規則第3条第2項の規定により、届出に係る事項を総務事務システムに入力することにより届け出たときは、職員が総務事務システムに入力した日を「届出を受理した日」とする。